

十二 実務修習の講師及び指導者は、実務修習の内容に関する修習生の質問に対し、実務修習中に適切に応答すること。

十三 実務修習機関は、実務修習業務の一部を委託する場合は、その業務の委託を受けた者が、その業務について不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

十四 講義、基本演習及び実地演習の各課程において、修習生が修得すべき技能及び高等の専門的応用能力について、各課程ごとに適切な時期にその修得の程度を審査すること。

十五 前号の審査により、全ての課程において修得すべき技能及び高等の専門的応用能力を修得したと認められる修習生に対して、第十三条第十五号に規定する実務修習業務規程の定めるところにより修了考査を実施し、当該修了考査に合格し、法第十四条の二十三に規定する確認を終えた者（以下「修了者」という。）に対し、第二十条第三項の規定により実務修習修了証（以下「修了証」という。）を交付すること。

十六 修了考査は、年一回以上行うこと。

十七 修了考査は、修習生が不動産鑑定士となるために必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得していることを的確に判定できる内容及び方法によるものとし、修得していると認められない者は合格させないこと。

十八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

十九 実務修習業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が実務修習業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（登録事項の変更の届出）

第二十一条 実務修習機関は、法第十四条の八の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（実務修習業務規程の認可の申請）

第二十二条 実務修習機関は、法第十四条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするとき

は、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る実務修習業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 実務修習機関は、法第十四条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、変更後の当該認可に係る実務修習業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする年月日

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（実務修習業務規程の記載事項）

第二十三条 法第十四条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 実務修習業務を行う時間及び休日に関する事項

二 実務修習業務を行う事務所並びに講義、基づき実務修習業務を行なう事務所並びに講義、基づき実務修習業務を行う時間及び休日に関する事項

三 実務修習の実施に係る公示の方法に関する事項

四 実地演習の情報提供の方法に関する事項

五 実務修習の受講の申請に関する事項

六 実務修習の期間に関する事項

七 修習生数に関する事項

八 実務修習に係る料金の額及び収納方法に関する事項

九 実務修習の実施内容及び実施方法に関する事項

十 実務修習の課程の一部を履修したものとする取扱いに関する事項

十一 実務修習の講師又は指導者の選任及び解任に関する事項（法別表の下欄に規定する講師又は指導者の実務経験に関する事項を含む。）

十二 実務修習教材に関する事項

十三 実務修習の課程の一部委託に関する事項

十四 実務修習の各課程における修得状況を確認する審査方法に関する事項

十五 修了考査の実施内容及び実施方法に関する事項

十六 法第十四条の二十二に規定する国土交通大臣に対する実務修習の状況報告に関する事項

十七 修了証の交付に関する事項

十八 実務修習業務に関する秘密の保持に関する事項

十九 実務修習業務に関する公正の確保に関する事項

は、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る実務修習業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 実務修習機関は、法第十四条の十の規定により実務修習業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を得ようとするとときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする実務修習業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつてはその期間

三 休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十五条 法第十四条の十一第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第十六条 法第十四条の十一第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、実務修習機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機（出力装置を含む。以下同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

（ファイルに当該情報を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録事項の変更の届出）

第二十七条 法第十四条の十七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 帳簿

二 講義、基本演習及び実地演習の実施場所

三 修習生の氏名、生年月日及び住所

四 法第十四条の二十二に規定する国土交通大臣に対する報告内容

二十一 帳簿その他実務修習業務の書類の管理に関する事項

二十二 その他実務修習業務の実施に關し必要な事項

（実務修習業務の休廃止の許可）

二十三 実務修習機関は、実務修習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

二十四 実務修習機関は、法第十四条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、実務修習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

二十五 実務修習機関は、実務修習に用いた実務修習教材並びに実務修習修了考査に用いた合否判定基準を証する書面及び修了考査結果を実務修習が終了した日から三年間保存しなければならない。

二十六 第二十二条第一項第一号の帳簿その他の実務修習機関が定めるものとする。

一 実務修習業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

（実務修習業務の引継ぎ）

二 第二十二条第一項第一号の帳簿その他の実務修習機関が定める場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 実務修習業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

（実務修習業務の引継ぎ）

二 第二十二条第一項第一号の帳簿その他の実務修習機関が定める場合には、別記様式第二の規定による報告を行なう場合には、別記様式第三の実務修習報告書に次に掲げる書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

二十七 第二十二条第一項第一号の帳簿その他の実務修習機関は、法第十四条の二十二の規定による報告を行なう場合には、別記様式第三の実務修習報告書に次に掲げる書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 修習生の実務修習の受講期間を記載した書面

二 修習生の実務修習の各課程における受講状況及びその結果を記載した書面

三 修習生の各課程の履修状況及び過去の実務修習の受講履歴を記載した書面

四 修習生の修了考査の結果を記載した書面

五 その他法第十四条の二十三の規定による確認を行なうために必要な書面

二十八 国土交通大臣は、法第十四条の二十三の規定による確認を行なったときは、実務修習機関に対し、その旨を通知しなければならない。

一 法第十七条第一項の規定による登録申請書を受理し、及び同条第三項の規定による登録をする。

二 法第十八条の規定による変更の登録の申請書を受理すること。

三 法第十九条の規定による届出を受理する。

四 法第二十条の規定により登録を消除する。

五 法第四十条第一項の規定により鑑定評価等業務を行ふことを禁止し、又は登録を消滅し、同条第二項の規定により戒告を与える。

六 法第四十二条の規定による不當な鑑定評価等に対する措置の要求を受理すること。

七 法第四十三条第一項の規定により聴聞を行い、同条第二項の規定により意見を聴き、及び同条第三項の規定により支給すること。

八 法第四十三条第四項の規定により意見を聞くこと。

九 法第四十四条の規定により公報すること。

十 法第五十条の規定により報告を徵収し、又は助言若しくは勧告すること。

十一 第二十一条第三項の規定により公衆の閲覧に供すること。

十二 第二十三条第一項の規定により通知し、同条第二項の規定により登録を拒否し、及び通知し、並びに同条第三項の規定により記載すること。

十三 第二十四条第二項の規定により変更の登録をし、及び通知すること。

十四 第二十六条第一項の規定により通知し、及び同条第二項（第三十五条第二項において準用する場合を除く。）の規定により保存すること。

<p>附 則 抄</p> <p>(施行期日) （昭和三十九年四月一日から施行する。）</p> <p>この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和四〇年一月一〇日建設省令第二〇号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和四〇年九月一六日建設省令第三九号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和四一年八月一〇日建設省令第二一〇号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和四六年二月九日建設省令第四号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和四九年六月二六日総理府令第三九号）</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五〇年一〇月一五日総理府令第六四号）</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五三年五月一日総理府令第三五号）</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第六の改正規定は、昭和五十三年八月一日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五七年七月三〇日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五八年一二月一〇日総理府令第三九号）</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五九年五月一一日総理府令第二五号）</p> <p>この府令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律（昭和五十九年法律第二十三号）の施行の日（昭和五十九年五月二十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成六六年六月一〇日総理府令第二五号）</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）</p> <p>この省令は、平成一七年四月一日国土交通省令第三四号</p>	<p>附 則 （平成九年一月二一日総理府令第五八号）</p> <p>この府令は、公布的日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一〇年八月二六日総理府令第五二号）</p> <p>この府令による改正前の不動産の鑑定評価に付書類の様式は、なお前例による。</p> <p>附 則 （平成一一年一月二四日総理府令第六〇号）</p> <p>(施行期日) （平成一一年三月三一日総理府令第六〇号）</p> <p>この府令は、国土利用計画法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年一月二四日総理府令第一〇三号）</p> <p>(施行期日) （平成一二年三月三一日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第一条第二号の実務は、改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第一条第二号の実務とみなす。</p> <p>附 則 （平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年三月三一日総理府令第四六号）</p> <p>この府令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）</p> <p>この省令は、平成一七年四月一日国土交通省令第三四号</p>
<p>附 則 （平成六年九月二〇日総理府令第49号）</p> <p>この府令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成九年一月二一日総理府令第五八号）</p> <p>この府令は、公布的日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一〇年八月二六日総理府令第五二号）</p> <p>この府令による改正前の不動産の鑑定評価に付書類の様式は、なお前例による。</p>	<p>附 則 （平成一〇年八月二六日総理府令第五二号）</p> <p>この府令は、国土利用計画法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一一一年三月三一日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第一条第二号の実務は、改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第一条第二号の実務とみなす。</p>	<p>附 則 （平成一二年一月二四日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一二年三月三一日総理府令第四六号）</p> <p>この府令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）</p> <p>この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）</p> <p>この省令は、平成一七年四月一日国土交通省令第三四号</p>

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、別記様式第五及び別記様式第七の改正規定並びに別記様式第八の改正規定中の「国土交通大臣 印」を「国土交通大臣／地方整備局長／北海道開発局長／印」に改める部分は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一月二七日国土交通省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

（実務補習に関する経過措置）

第二条 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定により行われる実務補習については、改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第三条、第四条、第六条、第七条、第八条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

（旧第三次試験に関する経過措置）

第三条 改正法附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験については、改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第十条、第十三条、第十二条、第十五条及び第十六条の規定中第三次試験に係る部分は、なおその効力を有する。

2 改正法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律による第三次試験（改正法附則第十二条第一項の規定により行われる第三次試験を含む。）を受けた者については、改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項の規定によりこの省令の施行の日以後に不動産鑑定士補となつた者については、第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の規定中不

別記様式第一（第六条関係）

別記様式第一（第六条関係）（平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行）
(A4)

登録情報	新規・更新	登録番号	登録日
不動産の登記機関に対する登記番号は、登記の届出書の記載による登記番號			
登記の登記番号は、登記の届出書の記載による登記番號			
国土交通省 国土 土地区分名 ふりがな ふりがな ふりがな (法人の場合は法人名) 登記を受ける者名 登記を受ける者名 登記の登記番号 国土交通省 国土 土地区分名 ふりがな ふりがな ふりがな 法人名 登記を受ける者名 登記の登記番号			
備考 1. お印押印を捺入しないこと。 2. 「登記の登記番号」欄には、該当するものを○で囲むこと。 3. 第14款の上、申請の右側に該当の文字の□を、及び登記、登録の更新の文字の□を押すこと。			

別記様式第二（第二十条削除）

別記様式第二（第二十条削除）（平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行）
(A4)

登記機関等による登記の届出書の記載により更新登記の登記番號 登記の登記番号 国土交通省 国土 土地区分名 登記を受ける者名 登記の登記番号
備考 国土交通省 国土 土地区分名 ふりがな ふりがな ふりがな 法人名 登記を受ける者名 登記の登記番号

別記様式第四（第二十一条関係）

別記様式第四（第二十一条削除）
(A4)

登記機関等による登記の届出書の記載により更新登記の登記番號 登記の登記番号 国土交通省 国土 土地区分名 登記を受ける者名 登記の登記番号
備考 国土交通省 国土 土地区分名 ふりがな ふりがな ふりがな 法人名 登記を受ける者名 登記の登記番号

登記機関等による登記の届出書の記載により更新登記の登記番號 登記の登記番号 国土交通省 国土 土地区分名 登記を受ける者名 登記の登記番号
備考 国土交通省 国土 土地区分名 ふりがな ふりがな ふりがな 法人名 登記を受ける者名 登記の登記番号

別記様式第五（第二十二条関係）

別記様式第五（第二十二条関係）（略）

（A.3）

不動産業者 委託申請書		□入社後 は行方不明 に至りました
私たは、不動産業者との委託を受けたので、不動産の競売の際に付する地 理的上の状況より取扱価格を定める書面を添えて委託依頼をします。		
年 月 日		
申込者名		
会員登録番号	性別	男・女
会員登録名	生年月日	年 月 日
本 身		
現 住 所		
基務に從事する事務所		不動産業者の名称又 は商号
不動産業者名	所在地	不動産業者の名称又 は商号
登録番号	年 月 日	合致証書番号
登録番号	年 月 日	合致証書番号
備考		
1. 「(略)」欄は、該当する文まで記入のこと。 2. 「(略)」欄は、該当登録の実務となつた部屋について記入すること。		

(第 二 三)

（略）

別記様式第六（第二十四条関係）

別記様式第六（第二十四条関係）（略）

（A.3）

不動産業者 委託依頼書		□入社後 は行方不明 に至りました	
不動産業者に対する法律行為の概要により、下記の事項について 委託依頼をします。			
年 月 日			
申込者名			
会員登録番号	性別	男・女	
会員登録名	生年月日	年 月 日	
本 身			
現 住 所			
委託依頼事項		（略）	
事項番号	事 項	委託依頼日	年 月 日
事 項	前	次	年 月 日
備考			（略）
委託依頼を以て終了する場合に（第 二 三）は、必要としな い。			

(第 二 三)

（略）

別記様式第七（第二十八条備保）（平成版文令32、文令、令2部文令66、一部改正）

（著者本願のこと）

〈第二回〉

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの責任の不動産鑑定士会 会員	
事務所名	所在地
事務所名	所在地
(並たる事務所)	
(並たる事務所)	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	

参考書

- 「印押権」、認入しないこと。
- 「登録の権利」は、該当するものを〇で質問すること。
- 不動産登記では登記申請者の名義による実物に自動的に権利の確定封筒を付与するが、本題では、その旨、「登録の不動産登記の手続」欄に記入すること。
- 第25回第1集、第25回第2集、第25回第3集の「文書のいきかた」と「登記、登録、交付の文書の手續」を讀むこと。
- 「新規」及び「既存」は「国土電子登記の運営を計画するところ」(不動産登記を除く)は、第二回の「国土電子登記の運営を計画するところ」その他の文書は、第一回の「国土電子登記を計画するところ」である。

(第三屆)

皇朝文苑拾遺
卷之三

別記様式第八（第三十条関係）（昭50年令第4、昭52年令第2、平成元年令第1、平成15年令第1、一部改正、平成6年令第5、現別記様式第八へ改正、一部改正）

(A-4)

その他の
計

地号

詳細の別表の「権利」欄には、土地又は建物に権利を有する所有者以外の権利について行方不明の不動産の鑑定評価について記載すること。

2. 詳細の別表の「土地及び建物」欄には、土地及び建物（これらに開示する所有権以外の権利を含む）について一括として行方不明の不動産の鑑定評価について記載すること。

3. 詳細の別表の「権利」欄には、土地又は建物又はこれらに権利を有する所有者以外の権利について記載すること。

別記様式第八（第三十条関係）

別記様式第九（第三十一条関係）

別記様式第十（第四十一条関係）

別紙第6式（第四十一条関係）		(B-8)
表		
第 号	身 分 種 類	
	所属組織名 略称及び年月	
	生 年 月 日	
上記の者は、不動産の価額を算定する場合に当該不動産の市況等による 立地変化を考慮するものとすることとする。		
年 付 年 月 日	年 付 年 月 日	
取扱い：□		